2　子どもの貧困への対応

㈠　進学準備給付金の名称を進学・就職準備給付金に改め、同給付金の対象者について、被保護者（一八歳に達する日以後の最初の三月三一日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る。）であって、厚生労働省令で定める安定した職業に確実に就くと見込まれる者その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者を追加することとした。（第五五条の五第一項関係）

㈡　保護の実施機関は、被保護者である子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題につき、訪問その他の適当な方法により当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う子どもの進路選択支援事業を実施することができるものとした。（第五五条の一〇第一項関係）

3　被保護者に対する自立支援の強化等

㈠　保護の実施機関は、雇用による就業が著しく困難な被保護者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う被保護者就労準備支援事業を実施することができるものとした。（第五五条の一〇第一項第二号関係）

㈡　保護の実施機関は、被保護者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援する被保護者家計改善支援事業を実施することができるものとした。（第五五条の一〇第一項第三号関係）

㈢　保護の実施機関は、居住の安定を図るための支援が必要な被保護者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する被保護者地域居住支援事業を実施することができるものとした。（第五五条の一〇第一項第四号関係）

㈣　保護の実施機関は、特定被保護者について、その氏名その他必要な事項を、生活困窮者就労準備支援事業等を実施する都道府県等に通知することができるものとした。（第五五条の一一第一項関係）

4　医療扶助の適正実施等

都道府県知事は、市町村長が行う医療扶助及び被保護者健康管理支援事業について、市町村の区域を超えた広域的な見地から調査等を行い、市町村長に対し、医療扶助の適正な実施及び被保護者健康管理支援事業の効果的かつ効率的な実施に関する技術的事項について、当該調査等に基づく情報の提供その他必要な援助を行うよう努めるものとした。（第八一条の二第一項関係）

5　保護の実施機関についての特例

保護の実施機関についての特例について、介護保険法に規定する特定施設に入居している場合又は同法に規定する介護老人福祉施設に入所している場合（同法に規定する介護福祉施設サービスを受けている場合に限る。）を対象とすることとした。（第一九条第三項及び第八四条の三関係）

三　社会福祉法の一部改正関係

1　社会福祉住居施設の適正な運営を図るための規定の整備

㈠　市及び福祉に関する事務所を設置する町村の長は、社会福祉住居施設を設置して第二種社会福祉事業を経営しようとする国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者による届出がされていない疑いがある社会福祉住居施設を発見したときは、遅滞なく、その旨を、当該社会福祉住居施設の所在地の都道府県知事に通知するよう努めるものとした。（第六八条の二第三項関係）

㈡　国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者が社会福祉住居施設の設置に係る届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、当該違反行為をした者は、三〇万円以下の罰金に処するものとした。（第一六三条関係）

2　重層的支援体制整備事業における居住支援の強化等

㈠　地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業において、現在の住居において日常生活を営むのに必要な援助を行うことを明確化することとした。（第一〇六条の四第二項関係）

㈡　市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定する支援協議会その他の居住の支援に関する機関と緊密に連携しつつ、地域生活課題を抱える地域住民の居住の安定の確保のために必要な支援を行うよう努めるものとした。（第一〇六条の四第四項関係）

㈢　支援会議は、生活保護法に規定する調整会議又は生活困窮者自立支援法に規定する支援会議と相互に連携を図るよう努めるものとした。（第一〇六条の六第五項関係）

四　施行期日等

1　検討

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、生活困窮者自立支援法第三条第一項に規定する生活困窮者に対する支援等が公正で分かりやすいものであることを確保する観点も含めてこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（附則第二条関係）

2　進学・就職準備給付金の支給に関する特例

進学・就職準備給付金の支給に関する規定は、令和六年一月一日から適用することとした。（附則第三条関係）

3　経過措置

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第四条及び第九条関係）

4　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇生活保護法施行令及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令の一部を改正する政令（政令第一七三号）（厚生労働省）

1　生活保護法施行令及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令について、進学・就職準備給付金の支給に関する事務の実施に必要な規定の整備を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第一七四号）（総務省）

1　日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇国立健康危機管理研究機構法の施行期日を定める政令（政令第一七五号）（厚生労働省）

国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四六号）附則第一条に掲げる規定の施行期日は、令和七年四月一日とすることとした。

◇南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一七六号）（内閣府本府）

1　南スーダン国際平和協力隊を置く期間を令和六年六月三〇日までとすることとした。（第一条関係）

2　南スーダン国際平和協力隊が行う業務に、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第五号ネに掲げる業務のうち人事及び教育訓練に関する企画及び調整に係る国際平和協力業務を加えることとした。（第一条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。